

令和5年第3回基山町議会（定例会）会議録（第6日）						
招集年月日	令和5年9月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和5年9月15日	9時30分	議長	重松一徳	
	散会	令和5年9月15日	10時18分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水田 志保	出	9番	末次 明	出
	3番	中牟田 文明	出	10番	栗野 久明	出
	4番	佐々木 教雄	出	11番	大山 勝代	出
	5番	中村 絵理	出	12番	松石 信男	出
	6番	天本 勉	出	13番	重松 一徳	出
	7番	松石 健児	出			
会議録署名議員	9番	末次 明		10番	栗野 久明	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 井上 克哉		(係長) 天野 拓也		(書記) 濱口 結花	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	産業振興課長	大石 顕		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	山田 恵		
	総務課長	平野 裕志	建設課長	今泉 雅己		
	企画政策課長	亀山 博史	会計管理者	寺崎 博文		
	財政課長	吉田 茂喜	教育学習課長	古賀 浩		
	税務課長	古賀 満宏	福祉課参事	松田 美紀		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	佐藤 定行		
	健康増進課長	藤田 和彦	まちづくり課図書館長	城本 直子		
	福祉課長	戸井 竜二	建設課参事	酒井 孝行		
こども課長	山本 賢子					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1 総務文教常任委員長報告（付託議案第26、27、29、32、33号、承認第4号）

日程第2 厚生産業常任委員長報告（付託議案第28、30、31、33、34、35、36号、承認第4号）

討論・採決

日程第3 議案第26号 基山町課設置条例の一部改正について

日程第4 議案第27号 基山町職員定数条例の一部改正について

日程第5 議案第28号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第29号 基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第30号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第8 議案第31号 令和4年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第9 議案第32号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について

日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度基山町一般会計補正予算（第5号））

日程第11 議案第33号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第6号）

日程第12 議案第34号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第35号 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第36号 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）

～午前 9 時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る12日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 総務文教常任委員長報告、日程第2 厚生産業常任委員長報告

○議長（重松一徳君）

日程第1．総務文教常任委員長報告、日程第2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。天本総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（天本 勉君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務文教常任委員会の審査報告をさせていただきます。

議案第26号 基山町課設置条例の一部改正について

議案第27号 基山町職員定数条例の一部改正について

議案第29号 基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

議案第32号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度基山町一般会計補正予算（第5号））中歳入全般及び歳出所管分

議案第33号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第6号）中歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、9月11日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第26、27、29、32、33号、承認第4号は原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、議案第26、29、33号、承認第4号に対する審査の経過は次のとおりです。

記

議案第26号 基山町課設置条例の一部改正について

機構改革に伴い、保健センターを改修し、健康増進係を2階から1階へ、こども課を庁舎内から保健センターに移動させ、こども家庭センターを設置する。この移動により、作業スペースや総合健診時等の影響について担当者の意見を聞いたのかとただしたところ、担当課

とは話し合いを行い、各種健診についてはシミュレーションをしており、問題はないとの説明を受けました。

また、保健センターは大雨等災害時には福祉避難所となっているが、事務室を1階に移動した場合支障はないのかただしたところ、1階西側の保健相談室を利用する予定であり、問題はないとの説明を受けました。

当委員会としては、こども課や健康増進課が移動するため、町民に十分な周知をするとともに、来庁者に対しても使いやすい施設としていくよう提案しました。

議案第29号 基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

貸付額を月2万円から4万円に増額する理由についてただしたところ、理工系などの大学の授業料が高くなっており、県内市町で貸付資金を運用している8町のうち5町が4万円以上であることから、引上げを行うとの説明を受けました。

また卒業後、町内に住所を戻すなど、条件を満たした場合、返済額の免除を考えられないかとただしたところ、寄附などにより運用している資金であり、現在、免除については考えていないとの説明を受けました。

当委員会としては、今回の貸付金額の増額や償還期間の延長など、中高生や保護者へのさらなる周知を図り、申請者の増加を図るよう提案しました。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度基山町一般会計補正予算（第5号））中歳入全般及び歳出所管分

歳出 2款1項1目18節 佐賀県立鳥栖工業高等学校全国高等学校野球選手権大会出場激励金100万円

激励金の金額については、前例も含めて整理しておくべきではないかとただしたところ、今回の激励金は過去に出場した鳥栖商業高に合わせたところの金額にしている。以前この激励金については、内部でも十分検討したが、基山町在住者が出場した場合、どの範囲でどのくらいの金額にするのか苦慮した経緯がある。

また、個人または団体が全国大会などに出場した場合は、九州・全国大会等出場費に対する補助金交付要綱に基づき、旅費に係る経費相当分を補助しているとの説明を受けました。

議案第33号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第6号）中歳入全般及び歳出所管分
第2表 債務負担行為

基山町民会館指定管理料及び基山町体育施設指定管理料として、期間が令和6年度から令和10年度まで、限度額がそれぞれ2億5,078万円、2億2,040万5,000円の債務負担行為について、町民会館指定管理料については、当初上程される予定ではなかったが、指定管理方式か直営方式の施設管理について、議会との協議が必要なため、上程されたものである。

町は平成21年度から令和5年度までの3期15年は指定管理制度を導入し、民間の能力を活用して住民サービスの向上を図り、効率的な運営を行ってきた。

当該施設の今後の施設管理についてただしたところ、15年前と比べ、様々な情勢が変化し、町職員の経験やノウハウも蓄積されている。令和6年度以降の施設管理において、指定管理と直営を検討する中で、基山町民会館については、自主事業、問合せ対応、指定管理よりも直営のほうが有利に対応できると判断し、直営方式で行ってきたいとの説明を受けました。

当委員会としては、町民会館は文化施設の拠点であることから、自主事業の企画実施をはじめ、今後どのように運営していくのか方向性を明確にすること、また、当該施設の指定管理方式・直営方式の施設管理の検討については、事前に議会と十分議論し、判断していくよう提案いたしました。

歳出 10款1項2目13節 通学支援コミュニティバスフリーパス券1万8,000円

コミュニティバスフリーパス券利用の判断基準についてただしたところ、通学距離はおおむね3キロメートルを超える児童3人に対して、基山町コミュニティバスのフリーパス券を支給し、通学時の利便性の向上を図っていくとの説明を受けました。

当委員会としては、支給対象児童の判断については各地区の登校班もあるので、通学時の事故防止など、安全確保も含め、十分配慮するよう提案いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。大久保厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（大久保由美子君）（登壇）

皆様改めておはようございます。

続いて、厚生産業常任委員会審査報告をいたします。

議案第28号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

議案第30号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第31号 令和4年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度基山町一般会計補正予算（第5号））中歳出所管分

議案第33号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第6号）中歳出所管分

議案第34号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第35号 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第36号 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）

本委員会は、9月11日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第28、30、31、33、34、35、36号、承認第4号は原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、議案第28号、33号に対する審査の経過は次のとおりです。

記

議案第28号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

国の法改正に伴い、コンビニ等に設置されているマルチコピー機で、現在のマイナンバーカードだけでなく、マイナンバーカードの電子証明書機能を搭載したスマートフォン（現時点ではアンドロイドのみ）でも印鑑登録証明書の交付ができるようになったことから、条例の一部改正が必要となった。

マイナンバーカードの電子証明書機能を搭載したスマートフォンを紛失したときや、マルチコピー機に残る情報のセキュリティーは大丈夫なのかとただしたところ、紛失したときは、まず警察に届けていただき、マイナンバーカードコールセンターに連絡をしてほしい。また、情報のセキュリティーはマイナンバーカードを使用するときと同様に、スマートフォンの使用に関してもマルチコピー機のシステム上の問題はないとの説明を受けました。

当委員会としては、スマートフォンによる印鑑登録証明書取得の際の情報漏えいに対する安全対策や、登録操作について分かりやすく利用者に説明するように提案しました。

議案第33号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第6号）中歳出所管分

歳出 2款1項6目18節 さが暮らしスタート支援事業に係る移住支援金60万円

令和4年度から始まったさが暮らしスタート支援事業は、佐賀県独自の移住支援策として、転入時の年齢が59歳以下の者が、佐賀県外から佐賀県へ移住する場合に、単身の場合は60万円、世帯の場合は100万円を支給する事業である。

自治体の将来を考えると、若い世代の移住に重点を置いた政策が必要ではないのかとただしたところ、制定当初の年齢要件は49歳以下のものとなっていたが、地域の担い手不足の解消と、幅広い移住者による活躍を受け入れるために、市町等からの要望で59歳以下に変更されたとの説明を受けました。

当委員会としては、県の支援事業であるが不動産業者への情報提供や広報、基山町ホームページ等で制度の周知に務めること、また、町の独自案として若い世代が移住したくなるような魅力ある支援事業に新たに取り組むよう提案しました。

3款2項1目12節 こども家庭センター整備工事実施設計委託料182万9,000円

3款2項1目14節 こども家庭センター整備工事1,692万4,000円

保健センターに設置されている子育て世代包括支援センターの機能は維持した上で、令和6年4月から児童福祉との一体的な提供に向けて、こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の連携強化を図る。そのために、こども課と健康増進課を保健センターの1階に配置するための改修工事費である。健康増進課が配置される予定の研修室1は、住民がこれまで運動教室等に利用していたので、同様に利用できる場所の確保や、利用者への説明をどうするのかとただしたところ、利用場所の検討と利用者への周知を行っていくとの説明を受けました。

また、こども課が庁舎1階から保健センターへ移動すると、今までの事務手続きはどうなるのかとただしたところ、利用者の負担増にならないよう、調整と支援を行っていきたいとの説明を受けました。

当委員会としては、施設整備による一層の連携強化と利便性向上に務めること、これまで利用していた住民が継続して利用できるように提案いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で、各常任委員長の審査報告が終了しました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論、採決を行います。

日程第3 議案第26号

○議長（重松一徳君）

日程第3．議案第26号 基山町課設置条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第26号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第26号は可決されました。

日程第4 議案第27号

○議長（重松一徳君）

日程第4．議案第27号 基山町職員定数条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第27号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第27号は可決されました。

日程第5 議案第28号

○議長（重松一徳君）

日程第5．議案第28号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてに対

する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第28号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第28号は可決されました。

日程第6 議案第29号

○議長（重松一徳君）

日程第6．議案第29号 基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第29号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第29号は可決されました。

日程第7 議案第30号

○議長（重松一徳君）

日程第7．議案第30号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第30号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第30号は可決されました。

日程第8 議案第31号

○議長（重松一徳君）

日程第8．議案第31号 令和4年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第31号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第31号は可決されました。

日程第9 議案第32号

○議長（重松一徳君）

日程第9．議案第32号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第32号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第32号は可決されました。

日程第10 承認第4号

○議長（重松一徳君）

日程第10. 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度基山町一般会計補正予算（第5号））に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第4号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は承認です。

本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、承認第4号は承認されました。

日程第11 議案第33号

○議長（重松一徳君）

日程第11. 議案第33号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第6号）に対する討論を行います。討論はありませんか。中村議員、どうぞ。

○5番（中村絵理君）（登壇）

皆様おはようございます。今回、議案第33号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第6号）に対する反対討論をさせていただきたいと思います。

まず、この反対討論をさせていただく前に一言、私はこの補正予算全体に反対するものではありません。反対をするのは歳入の部、12款. 分担金及び負担金、1項1目1節. 亀の甲ため池整備事業負担金36万円、それから、歳出の部、6款. 農林水産業費、1項5目18節. 亀の甲ため池整備事業負担金96万円、この2点についてのみでございます。

まず、このため池整備事業が当初の計画どおり、令和4年度中に行われていれば、私はこの反対討論をするつもりはありませんでした。反対の理由は2つあります。

まず1つ目、令和3年6月の定例議会に亀の甲ため池の水利組合から亀の甲ため池に関する請願書が提出され、継続審査となりました。現地確認や水利組合からの意見徴収などを行い、議会で自由討議を繰り返し、最終的には7月19日の臨時議会で一部採択と決しております。請願に対する賛成、反対の討論で様々な意見が出されましたが、多くの議員は二度と災害が発生しないように一日も早い洪水吐きの整備が行われることを期待しておりましたし、その旨、当時の所管担当委員長も発言しております。

さて、この発言どおり、令和4年度中に洪水吐きの整備事業が終わってれば、今回の水利組合への新たな追加分担金や整備事業の負担金は発生しておりません。これ以上、水利組合に受益者分担金を請求することは、議会全体の意思にも反していると言わざるを得ません。追加工事の理由が仮設費の増加と資材費の高騰とのことですが、それは受益者の水利組合に分担を求めるものではなく、工事を主体する佐賀県とため池の所有者の基山町が担うべきと私は考えております。

反対理由の2つ目、これは水利組合の方々には全員が納得をされているのかという点にあります。

令和3年当時、洪水吐きの整備工事に伴う分担金については、町は何度となく水利組合に集会をお願いし、全員の同意を得ることに大変御苦労されました。今回はそのときの手続きと同じような手続きをおろそかにしているんじゃないだろうか。本年7月の豪雨災害で、亀の甲ため池の上部の逃がし水路が被災しています。議員の方々は今もう既に御存じだと思います。当時、提出された請願書の中には、ため池流入部からの逃がし水路である公有水面の改修実施についての請願もございました。これに対して議会は、亀の甲ため池の洪水吐きの整備工事が終われば、ため池に放流するほうが安全という理由で不採択としております。しかし今回、今年の7月の豪雨災害でため池の逃がし水路が被災したのは、令和4年度に行われるべきであった洪水吐きの整備工事が県の都合により遅れたことが大きな要因であると考えております。

令和4年度に整備工事が行われなかったゆえに、本来亀の甲ため池に放流する水量を減らさなければならず、この水路から大量の水を下流に流し続けなければならない状況が生じております。その結果、逃がし水路に多くの負荷を与え、現在、その水路は壊れております。

今後、この被災箇所にも受益者負担を求めるのであろうか。そういった新たな問題も生じてまいります。これ以上、亀の甲ため池水利組合に分担を求めることがないようにしなければならぬということを申し上げ、それから、こちらの基山町が出したハザードマップ、こちらには、きちんと令和4年度の改修工事によって洪水吐きの高さが低くなり、貯水量は減少するため、浸水範囲は狭まることが想定されるとはつきりと明記されたこのハザードマップが、基山町民、皆様方に配られております。ということを申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。皆様の御判断、よろしくお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

ほかに討論はありませんか。松石健児議員。

○7番（松石健児君）（登壇）

ただいま中村議員から反対討論がありました議案第33号 令和5年度基山町一般会計補正予算第6号の同じく歳入12款、1項1目1節、亀の甲ため池整備事業負担金36万円、歳出の6款1項5目18節、亀の甲ため池整備事業負担金の96万円、これに対して賛成の立場から討論させていただきます。

中村議員がおっしゃっている部分について、多少理解できるところもございますが、今回の内容につきましては、我々所管の厚生産業常任委員会のほうでも、町長をはじめ担当課のほうにも質問をさせていただいて、適切な答弁をいただいております。何より、中村議員がおっしゃってございましたけれども、歳入に関しては、これは総務文教常任委員会の所管でございます。そちらに対しては、総務のほうは賛成で可決しております。もしこれに反対されるのであれば、所管の総務文教常任委員会のほうできちんと議論をしていただいて、反対の意を述べる、あるいは修正動議を上げるということをしていただかなければ、ここで適正な議論はできないと考えております。

また、厚生産業常任委員会のほうでは、この内容に関しましては、産業振興課から私のほうが直接質問をしまして、また、町長にも直接質問をしまして、事前に予算が上がっていくような話は水利組合のほうとは十分に協議をして、今回の内容については、水利組合のほうからは納得をさせていただいているというようなお話もいただいております。もしこれが仮に水利組合、先ほど中村議員おっしゃってございましたけれども、皆さん賛成しているのでしょうかというようなお話でしたけど、その辺は、中村議員は十分協議を、水利組合の方とされていたかどうかというのは疑問ですし、今回の内容については、例えば、地元議員、あるいは

議員の皆さんに対して、お話を直接聞いたわけでもありませんし、陳情書が上がってきたわけでもありません。もしこういう重要なことであればそういったものが上がってきて、しかる対応を取るべきだと考えますが、こういうことがないということと産業振興課課長がお話しされたことを勘案すると、内容はスムーズに進んでいるということだと考えておりますので、この内容については十分議論がされたというふうに判断しております。議員の皆様もその点を御理解いただきまして、的確な判断をいただきますようお願いしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

ほかに討論はありませんか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）（登壇）

賛成討論の立場で意見を申し上げます。

確かに今、中村議員がおっしゃったことも分からないこともありませんけれども、それに対する松石厚生産業常任委員の賛成討論に対して、私も同感でございます。それで、本当に今回、陳情も出ておりませんし、私たち厚生産業常任委員会では、6款1項5目のところで、しっかりそこも本会議での中村議員の質問に対する大石産業振興課長の答弁も聞いておりますし、また、委員会でもこのところは意見も出ておりましたので、そこで大石産業振興課長は答弁もしっかりされております。それを受けて、私たち厚生産業常任委員会は全員可決としておりますので、この6号議案に対しては賛成をさせていただくということで、賛成討論をさせていただきます。終わります。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。天本議員。

○6番（天本 勉君）（登壇）

賛成討論をさせていただきます。

この亀の甲ため池の改修は、県の土地改良事業で行われております。それで、土地改良法では、県は市町村に分担金を求めることができると、徴収する、求めることができる。市町村はそういう受益者に対して、分担金を求めることができるということになっております。そこで、産業振興課はいろいろ地元の水利組合と協議も重ねてきて、理解もしていただいております。誠心誠意、地元と話し合いはされておるということで、十分なされておると思いますが、ただけれども、この一般会計が止まると、今災害もたくさんあっております。ほかの事業に影響

響を与えることが私は一番いかななものかということで、賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（重松一徳君）

ほかに討論はありませんか。水田議員。

○2番（水田志保君）（登壇）

初めてのことで、初めての状況で、私も反対なのか賛成なのか、どういうふうに分かるといいのかがよく分からない状況なんです。中村議員がおっしゃいました、全てのものに反対ではない。私も亀の甲ため池の地元に住んでいる人間として、一言だけお伝えできればと思ってこの場に立たせていただきました。

亀の甲ため池で、今回、水利組合の負担がございました。組合と話をさせていただいて、組合から負担していいよということでお話があったと聞いて、課長のほうからお話がありました。それを受けて、組合が出すとおっしゃっているのであれば、それはもちろんいいと思うんですが、そもそも令和4年度で終わる事業が延びてしまったばかりに、また負担が今回増えて、町がそもそも負担を最初にする、県の事情で延びたわけですから、そこはまず、町が負担をするというところをどうにかできなかったものかというふうに考えております。亀の甲ため池、今回のこのことがスムーズに通ってしまって、県の事業が遅れたことによって、また次に次という負担が町のほうに、そして、受益者のほうにかかってくるということになる、こんな事例をつくってしまっただけではいけないのではないかという思いから、一言だけお話をさせていただきたく手を上げさせていただきました。そもそも、町も負担をすべきではない。もしくは、少しでも負担が軽くなるように、県とお話をすべきではなかったかなというふうに考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（重松一徳君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第33号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

起立多数と認めます。よって、議案第33号は可決されました。

日程第12 議案第34号

○議長（重松一徳君）

日程第12. 議案第34号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第34号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第34号は可決されました。

日程第13 議案第35号

○議長（重松一徳君）

日程第13. 議案第35号 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第35号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第35号は可決されました。

日程第14 議案第36号

○議長（重松一徳君）

日程第14. 議案第36号 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第36号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第36号は可決されました。

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午前10時18分 散会～